

関係各位

契約課長

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認について（通知）

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設工事の請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係の確認方法について、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」において、「資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等」と規定されていました。

今般、マイナンバー法等の一部改正で、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことに伴い、「資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属企業の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料」に変更となりました。

従前、健康保険被保険者証を確認資料としていた方は、今後、「資格者証の写し」、「市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し」のいずれかのご提出をお願いします。なお、健康保険被保険者証については、有効期限内であれば確認書類として可とします。

また、前述の資格者証等の提出が難しい場合は、下記のとおり雇用証明書の様式を定めましたので、本様式を使用してください。

1 添付資料

【様式】雇用証明書

2 備考

様式は下記の静岡市ホームページに掲載します。

また、PPI に掲載している「落札候補者提出資料（Excel ファイル）」にも組み込みます。

【掲載箇所】

静岡市 HP — しごと・産業 — 事業者の方へ — 入札・契約 — 建設工事及び建設業関連業務 — 規程・様式集

【担当】契約課企画係  
柴田  
内線 81-2374  
外線 221-1346